



2017年7月15日
第611号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 大橋 裕子

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

非常勤講師のサービス労働にも賃金支払い! 組合の力で待遇改善を勝ち取る!

大阪府の非常勤講師は、授業準備・教材研究などが労働として認められにくく、とてつもないサービス労働をせざるをえませんでした。

これまで非常勤講師の賃金は、授業の「1コマ50分」が基準で算定されるだけでした。私は病気休暇の教員代替で、週17コマの授業を非常勤講師として引き受けたことがあります。働くなかで、なんと非常勤講師の賃金制度がヒドイものか、と思い知らされました。

そこで、組合の本部・高校支部と共に数度にわたり団体交渉に臨みました。その場では府教委は、労働への対価をきちんと支払うと回答しました。しかし一方現場では、教頭が基本となる労働時間さえも記録せず、賃金に、1コマにつき年間で35時間までの上限をかけるとしてきました。

残ったお金は、年度末に府へ戻ります。組合は「ブラック企業のピンハネとおなじではないのか?」と指摘しました。



今回出された労基署の勧告書

これらの経過を労働基準監督署に告発し続けて、ついに、これまでのサービス労働に対する未払い賃金を支払わせる

という待遇改善を勝ち取りました。そして労働時間をすべて記録する書類を、7月から勤務校のすべての非常勤講師に対して作成することになりました。労基署の指導を力に、府教委の重い腰をようやく上げさせることができました。

闘いは第2ステージへ。大阪の公立学校で働く全ての非常勤講師の労働環境改善のために、今後も闘いを続けます。同じ悩みを抱える非常勤講師のみなさん、ぜひ教育合同に相談を! 辻内正博(高校支部)

全労協 文科省交渉

7月3日、全労協文科省交渉が行われました。協議時間30分という限られた時間の中で、加計学園問題に代表される、ゆがめられた文科行政の是正、地公法改正問題、文科省による教育勅語容認発言等について交渉しました。

加計学園問題に揺れる文科相に活を入れる!



がらも、「校長・設置者の判断に任される」と回答しました。教育合同参加者から、「この間、森友学園事件に関し大阪府教育庁私学課と教育勅語の取扱いについて協議した。私学課の回答は『教育勅語の効力は1948年に失われているが道徳心を養うことは重要であり、目的や効果に照らして、設置者が十分に考慮して活用することは問題ない』という2017年3月の文科省の回答を根拠にしていた。文科省は、校長・設置者の判断と問題を文科省と切り離しているようだが、現場では文科省の方針を根拠にしているのが現実」と伝えました。

最後は、この間の加計学園問題に関連し、「文科省は内閣府との関係においては頑張っている」と聞き及んでいる。児童・生徒、そして現場の教職

員のためにより良い文科行政を行って欲しい」といつも以上に活を入れ、交渉を終了しました。大橋裕子(執行委員長)

地公法改正

ALTは会計年度の任用職員に
交渉の中で、地方公務員法改正に伴い、現在、特別職の非常勤扱いであるALTが、2020年から会計年度の任用職員になることが判明しました。文科省は、「これまで通り任用に変更はない。待遇は悪くならないようにする」と回答しましたが、参加者からは不安の声が漏れました。総務省では現在実施に向けたマニュアル作りが進められています。「非常勤の労働条件を改善す

ることが法改正の趣旨。それをふまえ各地方自治体がきちんと説明出来るようなマニュアルを準備して欲しい」と要求を伝えました。

教育勅語の教材使用等 現場に責任転嫁

また、松野文科相並びに義家副文科相の、教育勅語容認発言について撤回を求めました。しかし文科省は発言の撤回は避け、教育勅語の教材使用等について、教育基本法の趣旨に従うことを前提にしな

当面の日程

- 7月21日(金)~23日(日)
2017EWAセミナー・沖縄ツアー
- 7月22日(土)11時~ 大阪空港駅前
JAL争議街宣行動
- 7月22日(土)14時~ エルおおさか5階研修室2 大阪全労協第28回定期大会
- 7月24日(月)18時半~ エルおおさか708 ぶっ飛ばせ!!「共謀罪」
講演:小倉利丸さん 資料代700円
- 8月2日(水)18時半~ エル大阪
ユニオンネットワーク定期総会
- 8月6日(日)13時半~ PLP会館5F
韓国民革命の現場から
参加費前売り800円 当日1000円
- 8月12日(土)18時~ 大阪空港駅前
JAL争議団・夏の特別街宣
- 8月19日(土)~20日(日)12時~
2017全学労連・全学労組 学校労働者全国集会

ストップ!! ハイトスピーチ 反ハイトスピーチ裁判・フジ住宅裁判傍聴報告

裁かれるハイトスピーチ

ネット上及び路上でのハイトスピーチを止めるため、在日朝鮮人として、また女性としてハイトスピーチに苦しめられてきたフリーライターの李信恵さんが提訴した在特会事件は、今年6月19日、大阪高等裁判所で判決がありました。判決は地裁判決を上回る内容で、「民族差別と女性差別の複合差別に当たる」という画期的な認定がされました。

また「保守速報」を被告とした裁判は、6月22日原告の李信恵さんの証言が終わり、8月3日の最終弁論をへて11月に判決の見込みです。

上場企業で会社ぐるみの

ハイトハラメント

このようなネットや路上でのハイトスピーチだけではなく、会社ぐるみのハイトスピーチやハイトハラメントが長期にわたり行われています。この会社は、大阪府岸和田市に本社をおくフジ住宅株式会社です。

フジ住宅の今井会長は、業務とは何ら関係のない人種差別的な内容を含む記事のコピー等を、毎日大量に配布しています。配布資料には「在日特権」デマ、ハイト本、嫌韓・嫌中の本もあります。さらに会社・今井会長は配布資料の感想を

業務日誌等を書くよう促し、その感想に下線を引いて更に配布しているのです。

また2015年に問題になった、育鵬社の教科書採択のための会社ぐるみのアンケート動員も行っています。

2002年からパート職員として働いている在日コリアン3世の女性は、あまりにもひどい会社の対応に、2015年1月には会社に対して改善を申し入れたり、2015年3月には大阪弁護士会への人権救済申立をおこないました。しかし会社はまったく改善の努力を行わないばかりか、8月には退職勧奨まで行ったのです。そのため女性はやむにやまれず、会社と代表取締役(会長)を被告として損害賠償請求の裁判を提訴しました。

裁判では、会社と会長が、

1.従業員へのハイトスピーチをそのまま配布 2.仕事と関係のない会長個人の政治信条を配布、宣伝 3.仕事と関係のない特定の教科書採択のための政治的署名等、の行為を不法行為と主張しています。また会社は働く人が働きやすい環境を整える義務があり、使用者としての責任も問題にしています。

原告女性は「『在日』として、女性として、親として、ただ真面目に働いて、社会や多くの人とちゃんと接したい」という思いで、この会社で働き続けながら訴訟をたたかっています。今もなお差別的な配布物が毎日続く中。

次回口頭弁論

9月28日(木)14時半

大阪地裁堺支部304号法廷

武井博道(特別執行委員)

ウィザス支部 会社の手抜き調査 交渉でNOを突きつける



えを改めて次回団交に臨んでほしいと思います。

これまでウィザス支部は、未払い賃金問題や雇い止

2014年に結成されたウィザス支部は、学習塾の株式会社ウィザスに勤務する労働者で組織されています。この間、様々な課題で会社側と頻りに団交を行い確実に力を付けてきているウィザス支部からの報告です。

先日6月27日・7月12日に会社側と、それぞれ異なる課題で団交を開催しました。協議中であるため現段階での詳細な報告は避けませんが、どちらも組合員の安心して働く権利を根底から脅かす問題です。会社側の問題意識の欠如から来る対応の杜撰さは、決して容認することはできません。しかしながら我々の決意もむなく、会社の団交に対する姿勢は誠実とはほど遠い状況です。問題の中身を明らかにするために組合が調査を要求しても、手抜きの回答が返ってくるばかりです。会社は考

め解雇の撤回などを団交で実現してきました。会社とは良好な関係を維持していますが、これまでマイナスだった状況を、ようやくゼロの状態に戻したというのが現状です。我々労働者が安心して働くためには、しっかり経営者と向き合い、現状の問題点をしっかりと洗い出して、改善を要求していく必要があります。

理不尽な理由での解雇や雇用条件の変更などはあってはなりません。会社側には、時に組合のことを軽視していると見られる言動や行動もあります。何度も交渉を重ねて、当たり前の権利と活動を勝ち取っていきたくと考えています。今後も、精力的に活動を続けていきます。

村上淳一(ウィザス支部)

文化おちこち (182)

ブータンだより その6

に、家 族 構 成、最 終 学 歴 仕 事 な
ど、一 通 り 家 族 構 成、最 終 学 歴 仕 事 な
持 ち 代 わ り、他 の 言 語 を 話 す の が、
英 語、ソ ン カ、ヒ ン ス、
シ ョ、
選 ぶ。

それ から、コ ミ ュ ニ ケー シ ョ
ン に 不 自 由 は な い か？ 先 月 怪 我
や、困 難 な こ と が あ っ た か？ と
は し た か？ と 困 難 な こ と の
あ れ ば 記 入 し、体 や メ ン タ ル の
健 康 に つ い て の 質 問 が あ り、幸
福 感 に つ い て の 調 査 が 続 く。

恐 れ、ジ エ ラ シー、不 安、怒
り、心 配 事、満 足 感、充 実、度
の 感 情 を、ど の 程 度 の 程 度
感 じ る の か、そ れ ぞ れ の 頻 度
記 入 し て い く。そ し て、自 分
幸 福 感 を ど の よ う な 時 に 感 じ
る の か、仕 事、家 族、お 金、友 人
な ど か ら 3 点 選 ぶ。そ し て 宗 教
は 何 か？ な ど を 調 査 し、終 わ る。

ブータンに来てから、大変な
時期もあったが、基本的に仕事
は温かく、日本以上のおもて
なしの心を持ってブータン
人の生活で、幸福感が高まった。
本当に幸せの国なのか？と
国勢調査を経て感じている。

ホセ

都議選敗退は党首の二重国籍問題に対する答弁が曖昧だったから 戸籍を開示して明らかにしろと身内が迫る民進党

その見当違いが更なる支持率低下を呼ぶ これまでどれだけの人が戸籍による就職差別に涙を流したか 差別に繋がる戸籍開示に政治家は手を貸すな